

交番相談員

交番相談員とは

交番相談員は、警察官 OB としての豊富な経験を生かし、地理案内をはじめ、落とし物、被害届等の取り扱いのほか、次のような業務を行う。

- ・住民の困りごとなど各種相談の聞き取りと助言。
- ・事件・事故現場における警察官への活動支援や被害者の救護活動。
- ・事故現場での被害者の救護活動。
- ・交通安全のための活動や幼稚園、学校周辺等のパトロール。



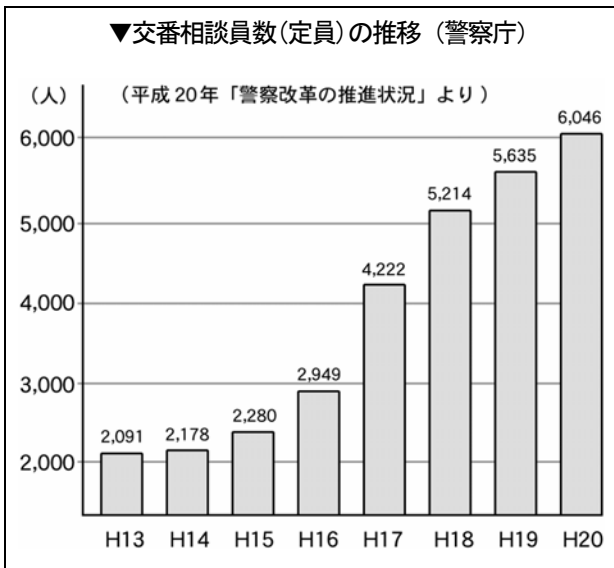
交番相談員の制服には、全国一律で桜の花をデザインした標章が付けられている。

制度整備の経緯

警察庁は平成 12 年の警察白書で、相談体制を強化するには、空き交番をできるだけ解消するとともに、相談業務を担当する警察職員の増配置や元警察職員等を非常勤の相談員に任命すべきであったとした。

さらに、平成 16 年から 3 年計画で、警察官の増員配置や交番の統廃合などを実施。現役の増員だけでなく、警察官 OB も積極的に活用した。平成 19 年 4 月には、平成 16 年当初 1,925 か所あった空き交番がすべて解消された。

平成 20 年には、交番相談員の増配置を推進するとともに、職務範囲の拡大に取り組む。



交番相談員の活動事例

・熊本県警／地域連携推進事業

熊本県警は、平成 20 年 4 月から犯罪抑止総合対策として「地域連携モデル事業」をスタートさせた。熊本市内の 4 小学校区をモデル校区に指定し、交番勤務の交番相談員を複数配置するとともに、防犯ボランティア等と警察とのパイプ役を担わせ、連携・協働しながら校区内の犯罪抑止・交通事故防止に取り組むもの。この結果、刑法犯認知件数、交通事故発生件数は前年比で減少した。平成 22 年 4 月からは「地域連携モデル事業」を「地域連携推進事業」として、推進校区を 8 小学区に拡大した。

・京都府警／いたわりテレホン活動

京都府警では、犯罪の被害者となりやすい一人暮らしの高齢者の自宅などに、交番相談員が交番から直接電話し、次のようなことを行う「いたわりテレホン活動」を実施している。

- ・身近に発生している犯罪や事故などの情報提供。
- ・被害などにあわないための防犯アドバイス。
- ・健康状態や掛かり付けの医療機関の把握。
- ・警察署や交番への連絡方法の案内。

◆不在対策機器の設置

空き交番の解消とともに、警察官や交番相談員が交番・駐在所にいない場合でも、来訪者が警察に用件を告げることができるように、不在対策機器の整備が進められている。受話器を上げただけで警察署とつながる電話、人の来訪をセンサーで感知して、警察署と音声で通話ができるようにする装置、来訪者が警察署の警察官の顔を見ながら用件を伝えることができるテレビ電話などがある。

〈事例〉平成 18 年 2 月、言葉の不自由な女性が捜索願を出すため交番に来訪したが、警察官が不在だったので、交番に設置されているテレビ電話を利用して警察署の警察官に筆談で内容を伝えた。用件を把握した警察署では、直ちにパトロール中の交番勤務員に連絡し、速やかに捜索願を受理するなど適切に対応することができた。(高知)〈平成 18 年警察庁 警察白書より〉